

令和2年4月27日

外国人技能実習

監理団体 代表者 様

岡山県職業能力開発協会
事務局長 神田 康弘
(公印省略)

緊急事態宣言が延長された場合の基礎級・随時級の
技能検定の対応について

平素から技能検定の円滑な実施に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、内閣総理大臣から、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされ、全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされています。

これに伴う岡山県緊急事態措置により、当該措置期間中に予定される技能検定につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から全て「延期」の扱いになっています。

つきましては、ゴールデンウィークの期間中に緊急事態宣言及び岡山県緊急事態措置の期間が延長された場合は、当該延長期間に合わせて5月7日以降に実施を予定している技能検定についても実施を延期し、全て当初の申請内容で9月以降に再設定させていただきますので、あらかじめお知らせします。

なお、緊急事態宣言期間が延長された場合は、関係監理団体様には5月7日以降にあらためて延期について通知をさせていただきます。

また、この通知により追加延期となる試験の受検者については、8月までの試験実施分に追加又は変更する等の対応はできませんので、念のためお知らせいたします。

1 延期の対象となる試験及び期間

基礎級・随時級技能検定のうち令和2年5月7日から岡山県緊急事態措置が延長された期間までの試験実施予定分